

「人権擁護委員の日」にあわせて 特設相談所を開きます

市民文化部文化振興局
共生社会推進室(☎84-5066)

いじめ、家庭内の問題、近所とのトラブル、相続などでお悩みの人は、特設人権相談所を開設しますので、お気軽にご利用ください。

相談は無料で、相談者の秘密を守ります。

と き 6月8日(月)
午後1時～3時

ところ 市役所1階市民対話室、
あいあい1階個別相談室、関支所1階応接室1

対象者 市内に住所を有する人

申込方法 当日、各相談場所へ直接お申し込みください。

第18回花しょうぶまつり

花しょうぶまつり実行委員会事務局((公財)亀山市地域社会振興会内 ☎82-7111)

と き 6月14日(日)
午前10時～午後3時
(雨天決行)

ところ 亀山公園菖蒲園
(亀山中学校北側)

内 容 花しょうぶの栽培指導

(販売)、出店(焼きそば、みたらし、ポップコーン、綿菓子、フランクフルト、巻き寿司、みそ焼きうどん、和洋菓子、味ごはん、特産品、障がい者の作品販売など)、野点、写真コンテスト、写生大会(幼・小学生対象)、バルーンアートなど



お知らせ

家具転倒防止器具の支給と 取り付けをします

企画総務部 危機管理局 危機管理室(☎84-5035)、健康福祉部高齢障がい支援室(あいあい ☎84-3313)

地震発生時に家具や電化製品の転倒による事故を防ぐため、市内に住所を有する高齢者や障がい者世帯を対象に、家具転倒防止器具の支給と取り付けをします。

費用 無料

対象

▷すべての世帯員が65歳以上の世帯

▷在宅で、要介護認定区分3～5の人がいる世帯

▷在宅で、次の手帳交付を受けている人がいる世帯

・身体障害者手帳…1級、2級、3級

・療育手帳…A

・精神障害者保健福祉手帳…1級、2級

※既に器具の支給や取り付けを受けた世帯を除く

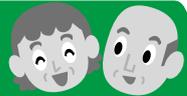
取付場所 取り付け場所は、1世帯につき5カ所程度まで

受付期間 5月18日(月)～6月10日(水)

取付実施日 6月21日(日)または28日(日)の午前中

※器具の取り付けは、三重県建設労働組合亀山支部の協力を得て実施します。希望する人は、取付実施日のいずれかの日を指定の上、企画総務部危機管理局危機管理室または健康福祉部高齢障がい支援室へお申し込みください。

年金だより



高齢者任意加入制度

市民文化部保険年金室(☎84-5005)

日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

平成27年度の国民年金を満額(780,100円:平成27年4月分以降)で受け取るためには、20歳から60歳までの40年間(480月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により納められなかった期間があると、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、免除や納付特例を受けていた人は、本人の申し出により10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。また、60歳から65歳未満の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取る年金を増やすことができる「高齢者任意加入制度」があります。

●高齢者任意加入制度●

保険料 15,590円/月(平成27年度)

※保険料の納付方法は、原則口座振替です。

条件 次のすべてを満たす人

①国内居住の60歳から65歳未満の人

②基礎年金の繰上げ支給を受けていない人

③20歳から60歳までの納付月数が480月未満の人

※詳しくは、市民文化部保険年金室または日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。